



相続お手続きのご案内



城北信用金庫

Johoku
Shinkin

目 次

はじめに	1 P
1. 相続お手続きについて	2 P
2. 戸籍謄本について	3 P
・戸籍謄本等の取得についてのご案内	4 P
・市区町村役場（役所）職員の方へ	
3. 相続人に関するご説明	5 P
4. 相続形態のご確認	6 P
4-1 遺言書があるケース	6 P
4-2 遺言書がないケース	7 P
5. 必要書類一覧	8 P
① 公正証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合	8 P
② 公正証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合	9 P
③ 自筆証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合	10 P
④ 自筆証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合	11 P
⑤ 相続人がおひとりの場合	12 P
⑥ 相続人が複数の場合	13 P
⑦ 遺産分割協議書が作成済の場合	14 P
⑧ 遺産分割協議書が未作成の場合	15 P
⑨ 家庭裁判所の調停調書による場合	16 P
⑩ 家庭裁判所の審判分割による場合	17 P
6. 「相続手続依頼書」について	18 P・19 P
・相続手続依頼書（ご提出）	
7. 相続にともなう残高証明書等の発行について	20 P
7-1 「残高証明発行依頼書」のご記入例	21 P
・[都度発行用] 残高証明発行依頼書	

はじめに

この度はご親族さまの訃報に接し、衷心よりご冥福をお祈り申しあげます。

当金庫とお取引をいただいていたお客さまが亡くなられた場合には、相続のお手続きが必要となります。

本冊子は、ご相続人の方々が相続される場合のお手続きについてご案内するものです。

本冊子をお読みになる前にご確認ください

- ご融資残高がある場合は、事前にお取引店の窓口へお申し出ください。
- 相続放棄された場合、限定承認された場合は、事前にお申し出ください。
- 当金庫を通じてご契約された保険商品がある場合は、該当保険会社へ直接お申し出いただくこととなります。

必要書類のご提出にあたって

- 遺言書、遺産分割協議書、印鑑登録証明書、戸籍謄本等は、原本のご提出をお願いしております。
- 遺言書、遺産分割協議書は、当金庫にて原本確認後、ご提出された方に返却いたします。
なお、戸籍謄本等についても返却を希望される場合は、その旨お申し出ください。
- 印鑑登録証明書は、原則お預かりいたします。

1. 相続お手続きについて

お取引内容により必要書類・お手続きが異なりますのでご不明な点などは、お取引店にお問い合わせください。

☆お手続きの流れ

S T E P 1

- ・死亡のご連絡

- お取引店にご来店、または電話にてお知らせください。

S T E P 2

- ・必要書類のご案内

- お取引の内容、具体的な手続方法、必要書類についてご案内いたします。

S T E P 3

- ・必要書類のご準備

- ご案内した必要書類をご用意ください。

- お渡しした書類にご署名・ご捺印（実印）をお願いいたします。

S T E P 4

- ・相続手続依頼書のご提出

- 相続手続依頼書へのご記入が終わりましたら、必要書類と共に取引店にご提出ください。

- ・必要書類のご提出

- 書類を確認させて頂き、後日改めてご連絡のうえ、その後のお手続きとなります。

- 関係書類をお預かりしてからご連絡まで日数を要しますので予めご了承ください。（一週間程度）

S T E P 5

- ・お支払等のお手続

- お取引店にご来店頂き、払戻し等のお手続きをいたします。

相続のお手続きが完了するまでのお取引制限について

- ご預金のお引出し お取扱いできません。
- ご預金のお預入れ お取扱いできません。
- 口座振替のご契約 口座振替が停止となりお支払いできません。
公共料金等のお支払いは、別途お支払いください。
- お振込の受取り お振込の入金についてお取扱いできません。
家賃などの受取予定がある場合は、入金指定口座の変更をしていただくよう
お願いいいたします。

2. 戸籍謄本について

謄本を何通ご提出いただく必要があるかはケースによって異なります。
下記の例をご参照ください。

(1) 被相続人（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本

- 法定相続人の範囲を確認するための資料となりますので、原則として被相続人がお生まれになった時から亡くなるまでの連続した戸籍謄本をご準備ください。
- 戸籍謄本は、戸籍のある市区町村で入手できますが、戸籍のある市区町村が遠隔地の場合は、当該市区町村役場（役所）の戸籍係へ郵送による交付方法についてお問い合わせください。

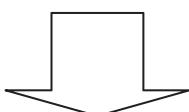
お生まれになった日



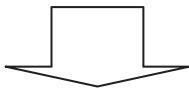
結婚により分籍



昭和 32 年法務省令 27 号による戸籍編成



平成 6 年法務省令 51 号による戸籍編成



転居を機会に転籍



お亡くなりになられた日

この方の例では、現在の戸籍謄本の他に、法令の改正による原戸籍が 2 通。分籍、転籍による戸籍が 2 通必要となり、合計で 5 通の戸籍謄本が必要となります。

戸籍謄本等の取得についてのご案内は次頁にございますので、ご参照ください。

(2) 相続人の戸籍謄本

- 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。

戸籍謄本等の取得についてのご案内

当金庫相続手続きでは、全てのご相続人さまをご確認させていただくために、お亡くなりになられたお客さまの出生から死亡まで繋がる戸籍謄本等のご提出をお願いしております。

戸籍謄本には、それぞれを証明する期間がありますが、戸籍謄本に空白の期間がありますと、全てのご相続人さまを確認することが出来ないため、再度空白期間の戸籍謄本をご提出いただくことになり、相続のお手続きが相当期間遅れることになります。

つきましては、戸籍謄本をご提出いただく場合は、空白期間の無いようご確認の上、ご提出ください。

※ 戸籍謄本等の入手方法

本籍地の市区町村役場（役所）で入手できますが、戸籍のある市区町村等が遠隔地の場合は、その市区町村役場（役所）の戸籍係へ郵送による交付方法を事前に電話でお問い合わせください。

なお、市区町村役場（役所）に「戸籍証明等請求書」を提出する際に添付する「市区町村役場（役所）職員の方へ」をご用意させていただきましたので、ご利用ください。

※ 運転免許証等の本人確認書類とご印鑑が必要となる場合があるので、市区町村役場（役所）にてご確認ください。

以上

＜市区町村役場（役所）職員の方へ＞

相続手続きのため、（被相続人氏名

本籍等）の

出生から死亡まで繋がる戸籍謄本または除籍謄本（以下、戸籍謄本等）の交付をお願いします。分家や家督相続等の理由により、前戸主等の戸籍謄本に記載がある場合は、その戸籍謄本等の交付もあわせてお願いします。また滅失等の理由により戸籍謄本等が無い場合は、通知書（証明書・告知書）の交付をお願いします。

なお、転籍等の理由により、貴役場（役所）だけで出生から死亡までの戸籍謄本等が揃わない場合は、その理由及び、どこの役場（役所）でどなたの戸主名で戸籍謄本等を請求すれば取得できるのか等の説明をお願いします。

申請者

住所

氏名

電話番号

被相続人との関係（配偶者・子・孫・父母・兄弟姉妹・祖父母）

必要通数 通

キリトリのうえご提出ください

3. 相続人に関するご説明

相続人となるのは、亡くなられた方の「配偶者」と、「子」「父母」「兄弟姉妹」です。

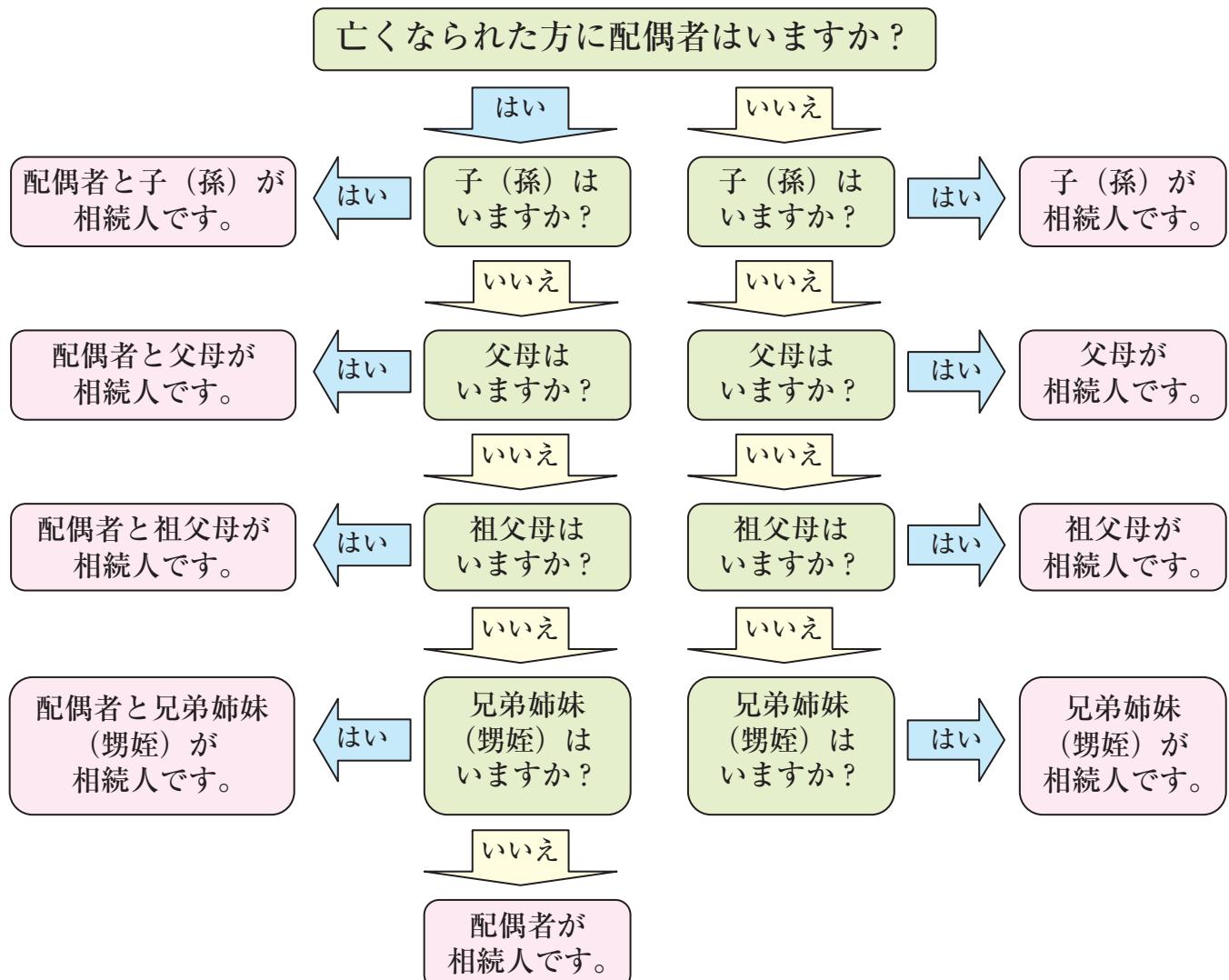
「配偶者」は下記の各順位の相続人とともに常に相続人になりますが、「父母」「兄弟姉妹」については上の順位の相続人がいる場合、下の順位の方は相続人になれません。

第1順位	子（孫）	被相続人に子がいる場合は、その子が優先的に相続人になります。なお、子が先に亡くなっている場合は、子の子、つまり故人の孫が相続人となります。（※代襲相続）
第2順位	父母（祖父母）	被相続人に子や孫がいない場合は、父母が相続人になります。なお、父母が亡くなっていて祖父母が健在の場合は、祖父母が相続人となります。
第3順位	兄弟姉妹（甥姪）	被相続人に子や孫、父母や祖父母もいない場合は、兄弟姉妹が相続人になります。なお、兄弟姉妹が先に亡くなっている場合は、甥姪が相続人となります。（※代襲相続）

※代襲相続とは？

子と兄弟姉妹には「代襲相続」が認められています。代襲相続とは、本来相続すべき人が先に亡くなっている場合にその子孫が相続することです。ただし、兄弟姉妹が相続する場合、代襲相続は甥姪までとなります。

＜相続人判定チェック表＞

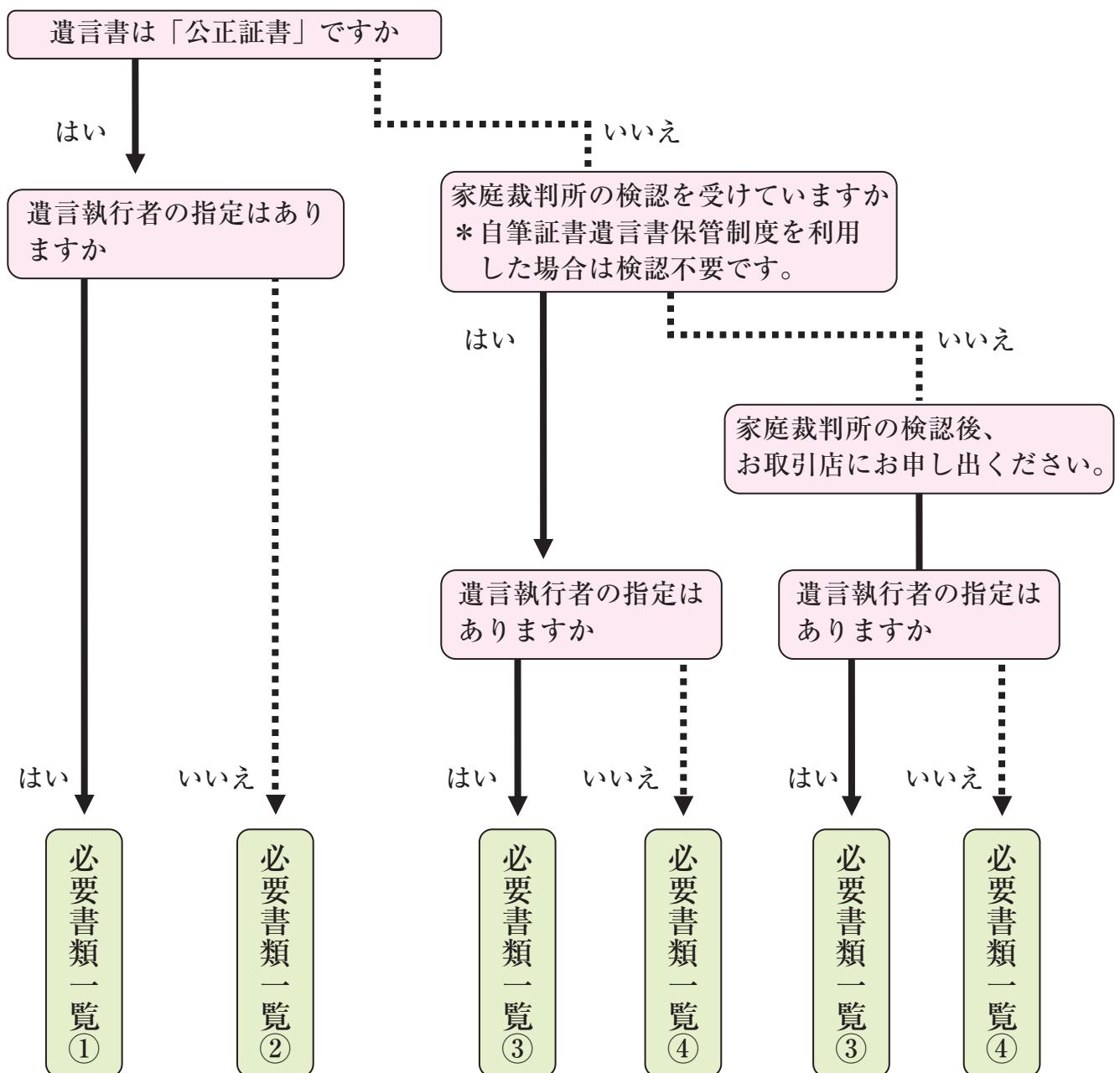


4. 相続形態のご確認

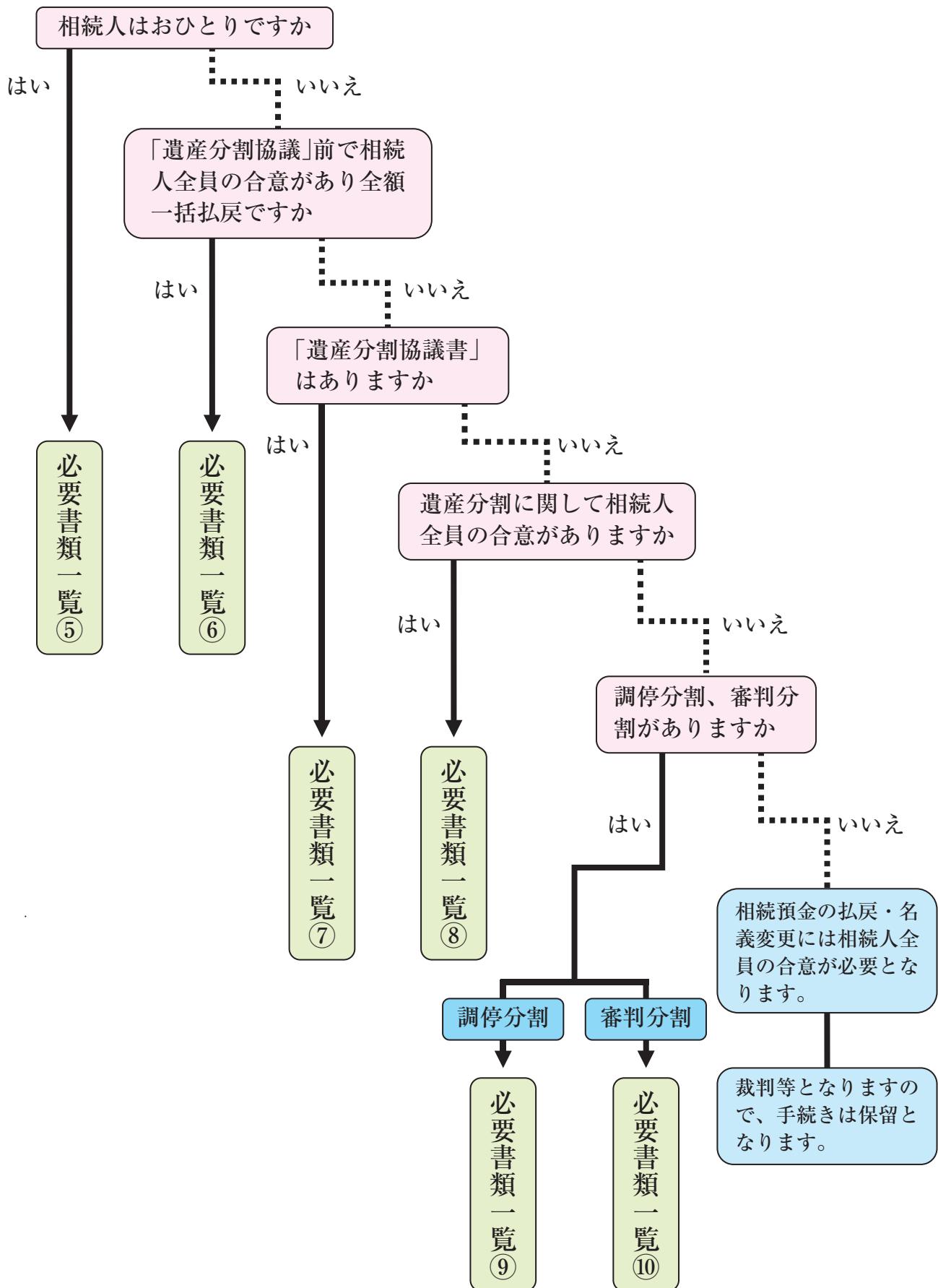
ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無などにより異なります。

必要書類一覧（8ページから17ページ）とあわせてご確認ください。

4-1 遺言書があるケース



4-2 遺言書がないケース



5. 必要書類一覧

①公正証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	公正証書遺言書	遺言書の謄本（正本）が必要です。		
2	遺言執行者選任の審判書、謄本	遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。 指定があっても遺言執行者が現存しないなどで利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。	遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	

AまたはBのいずれかをご用意ください。

4	<p>A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など</p> <p>B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し</p>	<p>亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。</p> <p>法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。</p>	<p>本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。</p> <p>保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。</p>	
5	遺言執行者の印鑑登録証明書（原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内）	<p>遺言執行者のものをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 ・遺言執行者が法人の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します 	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	住民票の写し	遺言執行者の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
7	<p><預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード</p>	<p>全ての通帳・証書・カードなどが必要です。</p> <p>別途解約届が必要です。</p> <p>マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金</p>	<p>当庫窓口でご確認ください。</p> <p>当庫窓口でお受け取りください。</p>	
8	遺言執行者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

②公正証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	公正証書遺言書	遺言書の謄本（正本）が必要です。		
2	相続手続依頼書	特定遺贈を受けた受遺者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
3	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
4	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
5	受遺者の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内)	受遺者のものをご用意ください。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	住民票の写し	受遺者の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
7	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
7	受遺者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

③自筆証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	自筆証書遺言書 または遺言書情報証明書	自筆証書遺言書または遺言書情報証明書の原本が必要です。		
2	遺言書検認調書謄本	家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しておられ、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。 遺言書情報証明書は法務局でお取り寄せください。	
3	遺言執行者選任の審判書、謄本	遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。 指定があつても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。	遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
4	相続手続依頼書	遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	

AまたはBのいずれかをご用意ください。

5	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
7	遺言執行者の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	遺言執行者のものをご用意ください。 ・ 遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 ・ 遺言執行者が法人の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
8	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
9	遺言執行者の実印	別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取りください。	

④自筆証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	自筆証書遺言書 または遺言書情報証明書	自筆証書遺言書または遺言書情報証明書の原本が必要です。		
2	遺言書検認調書謄本	家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しておられ、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。 遺言書情報証明書は法務局でお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定遺贈を受けた受遺者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
4	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
6	受遺者の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	受遺者のものをご用意ください。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
7	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
8	受遺者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

⑤相続人がおひとりの場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	相続手続依頼書	相続人の署名・実印での捺印をお願い致します。 相続人を○で囲み、相続預金を明示してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで 続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家 督相続」などがある場合は、戸籍簿が新 しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄 本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人につ いては別途戸籍謄本をお願いするこ があります。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、 郵送請求書をご利用ください。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取 れない相続人の方は、相続関係が確認でき る戸籍謄本をご用意ください。	本籍所在の市区町村 役場でお取り寄せく ださい。	
B： 登記所（法務局）発行の認 証文付き法定相続情報一覧 図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報 一覧図を作成し、本籍地または住所地管 轄の登記所（法務局）で確認、保管の手 続きが必要となります。	保管の手続きを行つ た登記所（法務局）で お取り寄せください。		
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内)	相続人のものが1通必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書 が発行されない方、または、発行できな い方は、その居住している国の大天使館、領 事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役 場でお取り寄せく ださい。	
4	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が 相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場 でお取り寄せください。	
5	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュ カード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要で す。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認く ださい。 当庫窓口でお受け取 りください。	
6	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれ る場合は取引印の登録が必要となります。		

<遺産分割協議前>

⑥相続人が複数の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	相続手続依頼書	「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人全員の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
3	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大天使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取りください。	
6	相続人の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		

<遺産分割協議後>

⑦遺産分割協議書が作成済の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	遺産分割協議書	遺産分割協議書の原本が必要です。 ＊未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。	特別代理人の選任は、家庭裁判所に請求します。	
2	相続手続依頼書	原則として「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。 ただし、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば特定相続人の署名・実印の捺印のみで可です。 相続預金を遺産分割協議書どおりに記載してください。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
3	A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など 相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)	生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることができます。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
	B： 登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	相続人全員について各1通ずつ必要です。海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大天使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 ＊特別代理人がいる場合は特別代理人についても必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
7	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

<遺産分割協議後>

⑧遺産分割協議書が未作成の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	相続手続依頼書	<p>「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願い致します。</p> <p>相続預金を明示し、名義変更する場合は、相続人の記入をしてください。</p> <p>*未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。</p> <p>特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。</p>	特別代理人の選任は家庭裁判所に請求します。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
2	<p>A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書)</p> <p>除籍謄本 (除籍全部事項証明書)</p> <p>改製原戸籍謄本など</p> <p>相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書)</p>	<p>生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。</p> <p>「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家督相続」などがある場合は、戸籍簿が新しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄本をお願い致します。</p> <p>既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることができます。</p> <p>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。</p> <p>亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。</p>	本籍所在の市区町村役場でお取り寄せください。	
B：	登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	<p>相続人全員について各1通ずつ必要です。</p> <p>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。</p> <p>*特別代理人がいる場合は、特別代理人についても必要となります。</p>	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
4	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要になります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	<p><預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード</p>	<p>全ての通帳・証書・カードなどが必要です。</p> <p>別途解約届が必要です。</p> <p>マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金</p>	<p>当庫窓口でご確認ください。</p> <p>当庫窓口でお受け取りください。</p>	
6	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

⑨家庭裁判所の調停調書による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	調停調書	調停調書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の押捺をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
3	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
4	住民票の写し	相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
6	相続人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備 考	確認欄
1	審判書	審判書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	審判確定証明書	審判確定証明書が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の押捺をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大天使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
5	住民票の写し	預金を相続する人の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市区町村役場でお取り寄せください。	
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。 別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でご確認ください。 当庫窓口でお受け取りください。	
7	預金を相続する人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		

6. 「相続手続依頼書」について

「相続手続依頼書」のご記入にあたり、一般的にご注意いただきたい事項についてご説明いたします。

相続手続依頼書																																																	
城北信用金庫 御中 取扱店名																																																	
令和 5 年 5 月 31 日																																																	
※ 太枠の中をご記入してください																																																	
<p>お亡くなりになられた方のご住所・お名前・死亡日をご記入ください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">被相続人</td> <td style="width: 85%;">令和 5 年 5 月 1 日 死亡</td> </tr> <tr> <td>おところ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おなまえ</td> <td>東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 城北 太郎 様</td> </tr> </table> <p>※ 相続人・受遺者・遺言執行者を○で囲んでください。 ※ 相続手続を下記受任者に委任する場合は(する)に○をつけてください。</p>	被相続人	令和 5 年 5 月 1 日 死亡	おところ		おなまえ	東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 城北 太郎 様																																										
被相続人	令和 5 年 5 月 1 日 死亡																																																
おところ																																																	
おなまえ	東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 城北 太郎 様																																																
<p>相続手続依頼書の作成日(記入日)をご記入ください。</p>																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">相続関係者</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 花子 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 一郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 次郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> <th>相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)</th> </tr> <tr> <th>実印</th> <th>実印</th> <th>実印</th> <th>実印</th> <th>実印</th> <th>実印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		相続関係者	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 花子 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 一郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 次郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	実印	実印	実印	実印	実印	実印																																			
相続関係者	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 花子 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)		相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 一郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 城北 次郎 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)	相続人・受遺者・遺言執行者 おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号 おなまえ 様 相続手続を下記受任者に委任(する・しない)																																										
	実印	実印	実印	実印	実印	実印																																											
<p>過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続については、右記の通りお取扱いください。また、預金通帳・証書有無欄の「なし(紛失)」に○印がある場合は、紛失のため預金通帳・証書なしで手続をお願いいたします。なお、後日預金通帳・証書が発見された場合は、既に手続済ですので直ちに返却いたします。</p>																																																	
<p>この依頼書に基づき、相続手続を下記受任者に一任し取扱いのうえは、後日紛議が生じても委任した相続関係者全員で連帯してその責に任じ、貴金庫には一切ご迷惑・ご損害をお掛けいたしません。</p>																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">相続手続受任者兼振込依頼人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">(フリガナ) ジョウホク ハナコ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">おなまえ 城北 花子 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">被相続人との続柄(妻) 連絡先 TEL (03 - 1234 - 5678)</td> </tr> </table>		相続手続受任者兼振込依頼人		おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号		(フリガナ) ジョウホク ハナコ		おなまえ 城北 花子 様		被相続人との続柄(妻) 連絡先 TEL (03 - 1234 - 5678)																																							
相続手続受任者兼振込依頼人																																																	
おところ 東京都北区豊島 1 丁目 11 番 1 号																																																	
(フリガナ) ジョウホク ハナコ																																																	
おなまえ 城北 花子 様																																																	
被相続人との続柄(妻) 連絡先 TEL (03 - 1234 - 5678)																																																	

<ご注意>

- ① 当金庫の預金等について、お一人が相続する場合でも相続人全員のご署名・ご捺印が必要となります。
- ② 当金庫の預金等について、相続人を代表してお手続きされる方は、相続手続受任者兼振込依頼人欄にご記入ください。
相続される相続人全員が窓口へご来店いただいた場合は、相続手続受任者兼振込依頼人欄は記入不要です。

7. 相続にともなう残高証明書等の発行について

被相続人（亡くなられた方）の残高証明書、預金入出金取引明細の発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますのでお取引店にお申し出ください。

【1】発行のお申し出

残高証明書等は、相続人、遺言執行者等のお申し出により発行いたします。

【2】必要書類

次の書類が必要となります。

相続人	<ol style="list-style-type: none">1. 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本<ul style="list-style-type: none">・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本2. 相続人の印鑑登録証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）3. 残高証明発行依頼書（取引履歴発行依頼書など）<ul style="list-style-type: none">・相続人の実印を押印してください
遺言執行者	<ol style="list-style-type: none">1. 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本2. 遺言執行者であることがわかる書類（遺言書、遺言執行者選任の審判書など）3. 遺言執行者の印鑑登録証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）4. 残高証明発行依頼書（取引履歴発行依頼書など）<ul style="list-style-type: none">・遺言執行者の実印を押印してください

- ・ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分、残高証明書発行依頼書等が必要となります。
- ・法定相続情報証明制度を利用される方は、上記戸籍謄本に代えて認証文付き法定相続情報一覧図の写しをお持ちください。
- ・上記以外の公的書類が別途必要になる場合があります。

【3】残高証明書等発行手数料

残高証明書等発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

7-1 「残高証明発行依頼書」のご記入例

証明日をご記入ください。

相続人さまのご住所をご記入ください。

お亡くなりになられた方のお名前をご記入ください。

相続人さまのお名前をご記入ください。

ご希望される取引に○を記入ください。

店番		店名	
顧客番号			
発行番号			

ご希望の通数をご記入ください。

城北信用金庫 御中

令和5年 5月 1日 現在の残高証明書を 1通発行お願いします。

ご住所	東京都北区豊島1丁目11番1号			令和 5 年 5 月 31 日
お名前	被相続人 城北 太郎 相続人 城北 花子			依頼日をご記入ください。 城北花子 お届印
<input checked="" type="checkbox"/> 私(当社)は本書の記載内容に間違いないことを確認しました。				
<残高証明発行依頼については、当金庫所定の発行手数料をいただきます。>				
<残高証明発行手数料を預金口座より引落しのうえ支払う場合は以下をご記入ください。>				
店	目	1. 普通	口座番号	届印
確認後、✓をしてください。				
<残高証明が必要な取引に○印をつけてください。>				
① 口座単位全取引 (外貨 <input checked="" type="radio"/> 無) 2. 科目単位全取引 (外貨 有・無) 3. 公共債 4. 投資信託 (経過利息なし・経過利息あり) (経過利息ありの場合、要求性預金を含む・含まない)				
※経過利息ありの場合、別途手数料をいただきます。				
<一部の勘定科目・口座を指定する場合は以下をご記入ください。>※1口座毎に証明書を発行し、発行通数分の手数料をいただきます。				
勘定科目	口座番号	摘要		

<相続手続きで残高証明発行依頼の方は実印を押捺のうえ印鑑証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）を提出してください。>

預金口座振替規定

- 私(当社)が支払うべき上記手数料については、私(当社)に通知することなく、依頼書記載の預金口座より引落しのうえ支払ってください。
- 前項の手続については、普通預金規定、総合口座規定、または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書の提出、または小切手の振出しませんので、貴金庫所定の方法で処理してください。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴金庫の責による場合を除き、貴金庫に一切迷惑をかけません。

お引渡し方法	お引渡し予定期日	年 月 日		
		年	月	日
郵・窓・涉	お引渡し日			

城北信用金庫 事務統括部 (5Y) 2023.12



＜ご注意＞

- 本記入例は相続人さまがお手続きされる場合の記入例です。
- 本記入例は、ほんの一例です。ご記入に際し、ご不明な点がございましたらお取引店にお問い合わせください。

店番			店名			
顧客番号						
発行番号	—					

[都度発行用] 残高証明発行依頼書

城北信用金庫 御中

年 月 日 現在の残高証明書を 通発行お願いします。

ご住所

令和 年 月 日

お名前



私(当社)は本書の記載内容に間違いないことを確認しました。

<残高証明発行依頼については、当金庫所定の発行手数料をいただきます。>

<残高証明発行手数料を預金口座より引落しのうえ支払う場合は以下をご記入ください。>

私(当社)は、貴金庫に支払うべき手数料について、貴金庫の定めた金額を私(当社)名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

キリトリのうえご提出ください

店番		預金科目	1. 普通 2. 当座	口座番号								お届印	
----	--	------	----------------	------	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

<残高証明が必要な取引に○印をつけてください。>

1. 口座単位全取引 (外貨 有・無)
2. 科目単位全取引 (外貨 有・無)
3. 公共債
(経過利息なし・経過利息あり) (経過利息ありの場合、要求性預金を 含む・含まない)

※経過利息ありの場合、別途手数料をいただきます。

<一部の勘定科目・口座を指定する場合は以下をご記入ください。> ※1口座毎に証明書を発行し、発行通数分の手数料をいただきます。

勘定科目	口座番号	摘要

<相続手続きで残高証明発行依頼の方は実印を押捺のうえ印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)を提出してください。>

預金口座振替規定

- 私(当社)が支払うべき上記手数料については、私(当社)に通知することなく、依頼書記載の預金口座より引落しのうえ支払ってください。
- 前項の手続については、普通預金規定、総合口座規定、または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書の提出、または小切手の振出しませんので、貴金庫所定の方法で処理してください。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴金庫の責による場合を除き、貴金庫に一切迷惑をかけません。

お引渡し方法	お引渡し予定期	年月日
郵・窓・涉	お引渡し日	年月日

検印	手数料徴求	印鑑照合	作成者印	受付印
----	-------	------	------	-----

